

# 実務家が陥りやすい 死後事務委任契約の落とし穴

編集代表 尾島 史賢 (弁護士・関西大学大学院法務研究科教授)

編集委員 溝上 絢子 (弁護士)

仲谷 仁志 (弁護士)

新日本法規

## 【7】 「全ての財産を相続人Bに相続させる」という遺言書があっても問題なく死後事務委任契約を受任できる!?

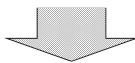
弁護士Xは、Aとの間で死後事務委任契約を締結することを検討していたところ、Aが「全ての財産を相続人Bに相続させる」という内容の遺言書を作成していることが判明した。Xは、問題なく死後事務委任契約を受任できるか。

### POINT

・受任者が死後事務に要する費用を支出することは、委任者の相続人の相続財産を減少させることや、委任者の相続人に対して費用の支払義務を負わせることにつながり得る

### 誤認例

全ての財産を特定の相続人に相続させるという内容の遺言書があっても、死後事務委任契約を問題なく受任できる。



### 本当は

受任者と相続人との間で利害関係の対立が生じ得るため、死後事務委任契約を受任するに当たっては慎重な検討が必要である。

## 解説

### 1 委任者の死亡による法的効果

死後事務委任契約は、委任者の死亡後の事務を、委任者の生前に受

任者に対して依頼しておく契約です。そのため、委任者が死亡した時点から、具体的な委任事務の履行が開始することになります。

他方、委任者が死亡することによって、民法上、被相続人である委任者について相続が開始することになります（民882）。相続の効力として、相続人は被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継することになります（民896本文）。

## 2 委任者の死亡と死後事務に要する費用との関係

死後事務に要する費用については、委任者の生前に前払を受け、預かり、保管しておく方法と、受任者が立て替えて精算する方法とがあります（【30】【35】参照）。

このうち、前者の方法をとっていた場合、委任者が受任者に対して預けていた金銭の返還請求権については、「被相続人の財産に属した一切の権利」に含まれるため、委任者の相続人がその権利を承継することになります（民896本文）。したがって、受任者が預かっていた金銭を委任事務の履行のために支出することは、同時に、相続人の相続財産を減少させることにつながるため、受任者と相続人との間で利害が対立し得ることになります。

同様に、後者の方法をとっていた場合、委任者の相続開始時までに受任者が立て替えた金銭については、「被相続人の財産に属した一切の義務」に含まれるため、委任者の相続人が受任者への支払義務を承継することになります（民896本文）。この場合に、受任者が相続人に対し、受任者自身が立て替えた金銭を請求すると、受任者と相続人との間で利害が対立し得ることになります。

以上のように、委任者の死亡によって、死後事務に要する費用に関して、受任者と相続人との間で利害が対立する可能性があります。

### 3 委任者が作成した遺言書が存在する場合

委任者が、特定の相続人に全ての財産を相続させるという内容の遺言書を作成していた場合は、特に当該相続人との間で利害が対立する可能性があります。

委任者の生前に前払を受け、預かり、保管しておく方法（前記2参照）をとっていた場合には、正に当該相続人が得ることになる相続財産を減少させることとなります。

また、受任者が立て替えて精算する方法（前記2参照）においては、次の判例との関係で、当該相続人が委任者の相続開始時までに受任者が立て替えた相続債務の返済義務を負うこととなります。すなわち、特定の相続人に全ての財産を相続させるという内容の遺言がされた場合には、遺言の趣旨等から相続債務については当該相続人に全てを相続させる意思のないことが明らかであるなどの特段の事情のない限り、当該相続人に相続債務も全て相続させる旨の意思が表示されたものと解すべきであり、これにより、相続人間においては、当該相続人が指定相続分の割合に応じて相続債務を全て承継することになると解するのが相当であるとされています（最判平21・3・24判時2041・45）。そのため、当該相続人は原則的に被相続人の債務を全て承継することになるため、精算の局面において受任者と当該相続人との間で利害が対立し得ることとなります。

このように、委任者の相続人との間でトラブルを引き起こさないためにも、委任者が作成した遺言書の存在及びその内容を調査しておくのはもちろんのこと、可能な限りで、委任者の推定相続人との間で、死後事務に要する費用について協議しておくことが望ましいです。

### 4 委任者が作成した遺言書が存在しない場合

委任者が遺言書を作成していない場合には、法定相続分（民900）に

応じた相続がなされることとなります。したがって、相続人が単独である場合には当該相続人との間で、相続人が複数存在する場合にはそれぞれの相続人との間で利害が対立する可能性があります。

そのため、このような場合においても、やはり委任者の推定相続人との間で、死後事務に要する費用について協議しておくことが望ましいです。

なお、委任者が作成した遺言書が存在せず、かつ、委任者に相続人が存在しないような場合には、相続人との間で利害が対立する余地はありません。

これから死後事務委任契約書と遺言書を作成するような場合には、死後事務に要した費用を支払った残額につき相続人に相続させる旨の遺言書を作成することが望ましいでしょう。

## 5 結論

Aが作成した遺言書の記載内容を踏まえると、XがAとの間で死後事務委任契約を締結しても、Aの死亡後にXとBとの間で利害が対立する可能性があるという点で問題があります。

したがって、XがAとの間で死後事務委任契約を締結する際には、Bとの間で死後事務に要する費用について協議しておくことが望ましいでしょう。

## 【29】 死後事務委任契約の受任者は自らの報酬を委任者の預り金から支出できる!?

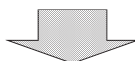
Xは、知人Aの依頼を受けてAの死後事務を履行する内容の死後事務委任契約を締結した。Xは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から支出することができるか。

### POINT

- ・受任者には委任者の財産を処分する権限はない
- ・死後事務委任契約に定めておけば、受任者は委任者からあらかじめ報酬相当額を預かった上で当該預り金から自らの報酬を支出することが可能である

### 誤認例

死後事務委任契約の受任者であるXは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から当然に支出することができる。



### 本当は

死後事務委任契約の受任者であるXは、Aの死亡後、自らの報酬をAの預り金から当然に支出することができない。Xは、Aから報酬相当額を預かり、当該預り金から報酬を支出するためには死後事務委任契約においてその旨を定めておく必要がある。

## 解説

### 1 死後事務委任契約における報酬の請求時期と請求先

死後事務委任契約も委任契約であるところ、委任契約における受任

者は、原則として無報酬とされており、契約に定めがある場合のみ、報酬を請求することができます(民648①)。また、死後事務委任契約における受任者の報酬は、請求する時期が契約に定められていない場合、委任事務の履行が完了して初めて請求することができます(民648②) ([28]参照)。

そのため、受任者は、委任事務の履行完了後、委任者の地位を承継した相続人又は相続財産清算人、遺言執行者(遺言で遺言者の債務の弁済後の残金を相続させる(遺贈する)場合、いわゆる清算型遺贈の場合)に対して報酬を請求することになります。受任者は、委任者の財産を処分する権限を有していないため、委任者の財産から報酬を当然に支出することはできません。

## 2 預り金による報酬処理の有用性

死後事務委任契約においては、受任者は委任者から死後事務に要する費用を預かることができ、その場合は、預り金から当該費用を支出することができます([30]参照)。

死後事務に要する費用と同様に、死後事務委任契約における受任者の報酬相当額を預かることも可能です。その場合、死後事務委任契約において、報酬を預り金から支出することができる旨を定めておくことで、受任者は預り金から自らの報酬を受領することができます。

委任者の地位を承継した相続人又は相続財産清算人、遺言執行者(前記のいわゆる清算型遺贈の場合)に対して報酬を請求した場合、これらの者から報酬の支払を拒否される可能性や、支払までに時間を要する可能性がありますので、預り金による報酬処理は有用な手段といえます。

他方で、委任者が受任者に対して報酬相当額を預り金として預託する場合、受任者が預り金を使い込んでしまうリスクや、受任者に破産

手続が開始された場合に預り金が受任者の財産（破産財団）に取り込まれてしまい預り金が返金されないリスクがあるなどの問題もあるため（【30】参照）、委任者が受任者に対して生前に報酬相当額を預り金として預託することに難色を示す可能性もあります。

そのため、委任者と受任者との間で、報酬相当額の預託の要否を十分に協議するとともに、受任者においては、報酬相当額の預託を受けた場合、預り金の分別管理には最大限の注意を払う必要があります。

### 3 結 論

Xは、Aの財産を処分する権限がないため、自らの報酬をAの預り金から当然に支出することができません。Xは、Aから報酬相当額を預かり、当該預り金から報酬を支出することは可能ですが、死後事務委任契約においてその旨を定めておく必要があります。



### 【33】 死後事務委任契約は、いつでも解除できる!?

弁護士Xは、Aとの間で死後事務委任契約を締結していた。Aの死亡後、委任事務の履行前に、Aの相続人から、死後事務委任契約の内容に納得がいけないとして契約解除の通知が送られてきた。Xは、どのように対応すべきか。

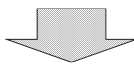
また、死後事務委任契約をA自身が生前に解除することはできるか。

#### POINT

- ・委任者は、原則として、いつでも死後事務委任契約を解除できるが、委任者の相続人からの解除は制限される場合が多い

#### 誤認例

死後事務委任契約は、委任契約である以上、委任者、委任者の相続人、受任者いずれの立場からであっても、いつでも解除が可能である。



#### 本当は

死後事務委任契約の明示又は黙示の解除制限特約により、委任者の相続人からは契約を解除することができない場合が多い。

## 解説

### 1 委任者からの解除の可否

委任は、各当事者がいつでもその解除をすることができます（民651

①)。このため、委任者自身が、生前、死後事務委任契約を解除することは可能です(民651①)。ただし、契約上、明確に解除が制限されている場合は、この定めに従います。

## 2 委任者の相続人からの解除の可否

相続人は、相続開始の時から、被相続人の財産に属した一切の権利義務を承継します(民896)。

そうだとすると、相続人は、承継した委任者の地位に基づき、いつでも委任を解除することができると思われます。

しかし、死後事務委任契約は、委任者の死亡後に役務を提供することを契約の内容とするものですので、委任者の相続人が自由に契約を解除できるとすれば、死後事務委任契約の実益がなくなり、委任者の意思に反することにもなります。また、予期せぬ解除により受任者の利益を害することにもなりかねません。

そこで、死後事務委任契約を締結する際に、委任者の相続人からの解除を一定の事由が生じた場合に制限する旨の条項を設けることが一般的です。この場合は、委任者の相続人は自由に契約を解除することはできません。

また、仮に、委任者の相続人からの解除を制限する旨の条項を明示的に定めなかったとしても、死後事務委任契約の中に、黙示の解除制限特約が包含されていると解されることもあります。例えば、東京高裁平成21年12月21日判決(判時2073・32)は、「委任者の死亡後における事務処理を依頼する旨の委任契約においては、委任者は、自己の死亡後に契約に従って事務が履行されることを想定して契約を締結しているのであるから、その契約内容が不明確又は実現困難であったり、委任者の地位を承継した者にとって履行負担が加重であるなど契約を履行させることが不合理と認められる特段の事情のない限り、委任者の

地位の承継者が委任契約を解除して終了させることを許さない合意をも包含する趣旨と解することが相当である」と説示し、黙示の解除制限合意の存在を肯定しています。

このように、委任者の相続人からの解除を明確に制限する条項がなかったとしても、契約の履行が不合理と認められる例外的な事情のない限り、委任者の相続人からの解除は制限されていると考えられます。

### 3 受任者からの解除の可否

受任者は、委任者の相続の発生前後を問わず、いつでも辞任、すなわち委任の解除が可能です(民651①)。ただし、委任者に不利な時期に委任を解除したときは、やむを得ない事由がない限り、委任者に対して損害賠償義務を負うこととなりますので注意が必要です(民651②一)。

### 4 結論

死後事務委任契約に解除を制限する旨の条項が明示的に存在する場合、Xは、Aの相続人に対し、当該契約を解除することはできないことを説明して委理事務の履行に理解を求めるべきでしょう。

また、解除を制限する旨の条項が明示的に存在しない場合であっても、Aの意思、予定されている委理事務の内容、Aの相続人の負担等を考慮して、委理事務の履行が不合理と認められる例外的な事情があるかどうかを検討します。そして、基本的には、Aの相続人からの解除は制限されていることを前提に委理事務の履行に理解を求めるべきでしょう。ただ、現実的な問題として、Aの相続人からの解除通知を受領した後にXが委理事務を履行することはトラブルを引き起こすことにもなりかねませんので、Xに債務不履行責任が生じることをないように配慮しつつ、契約の解除に応じることや解除の時期に注意してX

から契約を解除することを検討すべきでしょう。

なお、A自身からの解除に対しては、Aの意思に反する死後事務を履行する必要はないので、Xに損害が生じた場合は別論、契約の解除を有効なものとして取り扱えば足りると思えます。



新日本法規